

環境省における今後の対応の方向性について

基本的考え方「4 具体的な対応の考え方」	環境省としての対応
(1) 景観及び生物多様性の保全のための対応	
<ul style="list-style-type: none"> 重要自然地域としての認識を踏まえた対応を検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> <u>ガイドライン</u>において審査に係る基本認識と位置づける
<ul style="list-style-type: none"> 植生の復元が困難な場所や野生生物の生息地・生育地として重要な地域、景観上重要な地域については、立地から除外すべきである。 自然草地等については、生物多様性保全上重要であり、立地から除外すべきである。 樹林地については、立地から除外すべきである。 施設の設置に伴う土地の形状変更については、抑制的に対応をすべきである。 用途終了後の撤去等について適切な取扱がなされるよう措置することが必要である。 道路からのセットバックを検討すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> <u>審査基準を明確化</u>（自然公園法施行規則第11条に太陽光発電施設の審査に係る項目を追加）
<ul style="list-style-type: none"> 普通地域においても、大面積の施設については対応を検討すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> <u>一定面積以上の太陽光発電施設について、普通地域における届出対象とする</u>（自然公園法施行規則第14条に定める工作物の種類に太陽光発電施設を追加）
<ul style="list-style-type: none"> 現在の土地利用に加えて、改変跡地など過去の土地利用も考慮した上で、個別に設置の是非を検討すべきである。 設置面積が大規模であることから、俯瞰（見下ろす景観）される場所や斜面に設置する場合に景観への影響がより大きくなるという特性に配慮し、主要な展望地等からの展望への影響及び眺望対象への支障を評価して、審査を行うべきである。 施設の色彩や形態が景観と調和するよう指導をすべきである。 架台の高さやパネルの角度が抑えられた方が近景から見た場合の支障が小さい一方で、動植物の生息・生育環境を分断する可能性が高くなることに配慮して当該地域への影響を判断すべきである。 審査にあたっては、送・配電設備や道路等関連する施設の設置による影響についても一体的に考慮すべきである。 動物の生息、植生への影響を評価し、適切な環境配慮が実施される計画であることを確認すべきである。 他法令に基づく調整池等の防災規程等について関係機関と情報交換することにより確認する対応を検討すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> <u>ガイドライン</u>において審査にあたっての考え方を解説

(2) その他の課題への対応	
<ul style="list-style-type: none"> ・隣接地との緩衝帯を検討する必要がある。 ・施設の設置に伴う土地の形状変更については、抑制的に対応をすべきである。【再掲】 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>審査基準を明確化</u>（自然公園法施行規則第11条に太陽光発電施設の審査に係る項目を追加）
<ul style="list-style-type: none"> ・各法令の規制内容の確認などを通じて、自治体と十分な連携がはかれることが重要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>ガイドライン</u>において審査にあたっての考え方を解説
<ul style="list-style-type: none"> ・大規模太陽光発電施設による自然環境への影響に関する知見や、自然環境との調和に資する技術の進展に関する知見については、継続して集積を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との情報交換、知見の集積に努める

*自然公園法施行規則の改正に際しては、既に申請がなされた行為については一定の経過措置を定めることを検討